

御船町農業委員会会議録

平成 31 年 2 月 12 日

御 船 町 農 業 委 員 会

平成 31 年 2 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 31 年 2 月 12 日(火) 午後 1 時 30 分から 3 時 00 分

2. 場 所 御船町第 2 分庁舎 大会議室

3. 主席委員 (14 名)

会 長 1 番 富田 早苗

会長職務代理者 2 番 荒木 義一

委 員 3 番 野田 孝光 委 員 9 番 藤本 隆盛

委 員 4 番 西橋 孝志 委 員 10 番 田端 幸治

委 員 5 番 荒木 崇 委 員 11 番 芥川 誠

委 員 6 番 大西 敬一 委 員 12 番 藤岡 雅子

委 員 7 番 池田 賢治 委 員 13 番 山本富士夫

委 員 8 番 福島 則義 委 員 14 番 竹崎 幸雄

欠席者 2 番 荒木 義一 以上 1 名

最適化推進委員 10 名 参加

4. 議事日程

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

5 議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

6 議案第 8 号 農業基盤強化促進法第 18 条について

7 議案第 9 号 農地中間管理事業の推進について

8 議案第 10 号 農地法の運用について第 4 (3) 非農地について

9 報告第 2 号 「耕作証明書」発行について

10 報告第 3 号 非農地証明について

11 その他

5. 農業委員会事務局職員

課	長	藤野	浩之
係	長	緒方	弘和
主	事	白石	加奈子

1 開会

開 会 (事務局) 皆さん、こんにちは、定刻となりました。本日、欠席の連絡が2名からありました。2番荒木委員、3番野田委員より欠席の連絡が入っております。また、農地利用最適化推進委員全委員の出席であります。只今より平成31年2月の総会を始めさせていただきます。本日12名委員さんの出席であります。それでは、審議に入る前に総会の成立を宣言いたします。御船町農業委員会第6条に基づき委員さん12名の委員御出席をいただいておりますので、この総会が成立することを宣言いたします。只今より平成31年2月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第4条に基づき富田会長お願いいたします。

2 会長挨拶

はい。皆さん、こんにちは。先週、郡の農業委員会長・副会長・農業委員会事務局長の研修がありました。松浦でありました。研修先の松浦市役所の事務局長の話なのですが、補助金関係で話を聞くことは無いのですが、補助金の利用方法など事細かく話を伺いました。他町の会長さんらも勉強になったと話をされておりました。事例として話があったのが、JR九州が、農業に参入してきたことでもあります。7.5haほどの農地に路地野菜やアスパラガスなどを栽培しているそうです。新規就農している方も作っているようであります。気になったのは、JR九州を呼ぶために、実際に7.5haを耕作している方々の農地を空けてJRのために誘致したようであります。今まで耕作していた方々には、耕作放棄地を解消し、耕作しているようであります。企業誘致は、現在耕作している人を追い出して誘致しなければならないのかと思いました。さっそくではあります。平成31年2月、議案審議を行います。

議 長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。9番 藤本委員
10番 田端委員を指名いたします。宜しくお願いいたします。
議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第6号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

3 議案第 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

事務局

はい、1 ページをご覧ください。

議案第 6 号 農地法第 3 条 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成 31 年 2 月 12 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
次のページをご覧ください。

議案 農地法第 3 条申請 3 件案件がございます。

申請番号 1 については、1 筆ございます。

① 土地の所在地

大字〇〇 字〇〇〇 △番△ 地目：畑 面積△m²。

譲渡者住所・氏名 大字〇〇 △番地△ 〇〇〇〇〇。

譲受人住所・氏名 大字〇〇 △番地△ 〇〇〇〇。

② 土地の所在

大字〇〇 字〇〇 △番△ 地目畑 面積△m²。

他△筆 田：△筆 畑：△筆 計△m²。

譲渡者住所・氏名 大字〇〇 △番地 〇〇〇〇。

譲受者住所・氏名 大字〇〇 △番地△ 〇〇〇〇。

③ 土地の所在

大字〇〇 字〇〇〇 △番△ 地目：畑 面積△m²。

譲渡者住所・氏名 大字〇〇〇 △番地△ 〇〇〇〇。

譲受人住所・氏名 大字〇〇 △番地 〇〇〇〇。

理由：3 条許可所有権移転（町）です。3 件 44 筆です。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、申請番号①番、担当の 7 番 池田委員説明をお願いいたします。

7 番

先日、事務局と現地確認に参りました。現地は〇〇という集落の入口付近になります。〇〇団地擁壁工事をしている側になります。

資料 2 ページをご覧ください。現地は柿畑になっておりまして、半分は家庭菜園となっております。〇〇さん宅に隣接している農地でありますので、他に譲るよりも私に譲って下さいということで、話がまとまり今回の申請に至ったようです。今後の耕作の意志、所有機械、稼動力・稼働時間、耕作の下限面積など農地法第 3 条第 2 項 1 号から 7 号に該当するのは、全て満たしております。よって許可相当と判断致します。皆さ

んのご審議の程をお願いいたします。

議 長
議 長

ご質問等があればお願いいたします。

無いようですので、①番の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可と致します。続きまして、申請番号②番 担当の 11 番 芥川委員お願いいたします。

11 番

はい、説明いたします。2月1日に事務局・推進委員・私で現地確認へ参りました。この案件は、親子間の生前贈与であります。3条第2項1号から7号に該当するのは、全て満たしております。よって許可相当と判断致します。皆様のご審議の程をお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。今の説明で皆さんから何か質問等がありましたらお願いいたします。

生前贈与ということでした。無いようですので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。続きまして、申請番号③番、担当の3番野田委員なのですが、本日欠席でありますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、申請番号③番について説明いたします。この申請につきましては、野田委員へお願いしておりましたが、本日出席ができないということで、伝言を預かっておりますので代わりに代読させていただきます。1月30日に農業委員・推進委員・事務局で現地確認いたしました。農地は畑でキャベツを栽培してありました。説明資料の6ページをご覧ください。3条第2項1号から7号に該当するのは、全て満たしております。よって許可相当と判断致します。皆様のご審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。この農地は、〇〇さんが耕作しておられたのですか。

事務局

説明させていただきます。耕作されている方は違う方が耕作されております。今後は〇〇さんが管理すると伺っております。

議 長

はい、ありがとうございました。他にご意見・質問等はございませんか。無いようですので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。

事務局

はい、ありがとうございました。賛成多数で承認いたします。
続きまして、議案第7号を提案いたします。事務局より説明
をお願いいたします。

はい、議案書10ページをご覧ください。

議案第7号 農地法第5条第1項の規定に基づき別紙の
とおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成31年2月12日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
次のページをご覧ください。今回は7件15筆申請がござい
ます。

① 土地の所在地

大字〇〇 字〇〇 △番△ 地目 田 面積△㎡。
大字〇〇 字〇〇 △番△ 地目 田 面積△㎡
田2筆 計△㎡。

譲渡者住所・氏名 大字〇〇 △番地 〇〇〇。
譲受人住所・氏名 大字〇〇 △番地 (株)〇〇〇
代表取締役 〇〇〇。

転用目的：資材置場

理由：5条所有権移転（県許可）

② 土地の所在

大字〇〇〇 字〇〇 △番△ 地目 田 面積△㎡。
譲渡者住所・氏名 大字〇〇 △番地 〇〇〇〇。
譲受人住所・氏名 〇〇〇郡〇〇町大字〇〇 △番地△
(株) 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇。

転用目的：建売住宅

理由：5条所有権移転であります。

③ 土地の所在

大字〇〇 字〇〇〇〇△番△ 地目 田 面積△㎡。
譲渡者住所・氏名 大字〇〇 △番地 〇〇〇。
譲受人住所・氏名 大字〇〇 △番地 〇〇〇〇。

転用目的：個人住宅

理由：5条使用貸借権設定であります。（県許可）となります。

④ 土地の所在

大字〇〇 字〇〇〇 △番 地目 畑 面積△㎡
譲渡者住所・氏名 〇〇〇郡〇〇町字〇〇〇△番地△
〇〇〇〇。

譲受者住所・氏名 〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇町△番地△。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇(株) 代表取締役 〇〇〇〇。

転用目的：太陽光発電施設。

理由：5条所有権移転（県許可）

⑤ 土地の所在

大字〇〇 字〇〇 △番△ 地目 畑 面積△m²。

譲渡者住所・氏名 〇〇市〇区〇〇〇△丁目△番△号。

〇〇〇〇〇。

譲受者住所・氏名 大字〇〇 △番△。

(株)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

転用目的：資材置場

理由：5条所有権移転（県許可）です。

⑥ 土地の所在

大字〇〇 字〇〇〇 △番△ 地目 田 面積△m²。

譲渡者住所・氏名 大字〇〇 △番地 〇〇〇〇。

譲渡者住所・氏名 大字〇〇 △番地△ 御船町長藤木 正幸。

転用目的：賃貸住宅（町の公営住宅）

理由：5条所有権移転（県許可）です。

⑦ 土地の所在

大字〇〇 字〇〇 △番 地目 畑 面積△m²。

大字〇〇 字〇〇 △番△ 地目（宅地）現況：畑

面積△m²。

畑8筆 計△m²。

転用目的：災害公営住宅

理由：5条所有権移転（県許可）です。

議 長

はい、ありがとうございます。4件5筆です。まず、申請番号①番です。①番の担当5番委員 荒木委員より許可要件等の説明をお願い致します。

議案第3号受付番号①

〇〇〇

5 番

はい、現地確認へ参りました。場所としては、〇〇小学校の前

の国道△号線を挟んだ向かいの田であります。13 ページに現地写真がございます。8 ページに戻っていただき、農地の区分としては、第3種農地であります。農地の転用目的としては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められた農地ということで第3種農地であります。役場より△kmほど離れた場所に位置し、南側・東側は農地に接しているが、西側は国道△号線、北側は〇〇川に接している。周囲は耕作放棄地も多く、申請地も排水が悪いため、申請者の父が取得した農地を借りて資材置場として利用していた。申請者は建設業を営んでおり、災害復旧事業等の工事受注の増加により資材置場が必要であるため、農地法第5条申請にいたったということでもあります。以前は作つけられたのですが、湿地帯であるため収穫が出来なかったため、父から借受し資材置場として利用していた。転用の申請をせずに行っていたため始末書を提出していただいております。一般基準ですが、1から10までの項目に該当するものは、適当と判断致します。以上のようなことから総合判断として許可相当と判断されます。皆さんの審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。またこれも始末書と一緒に添付してありますが、恒例化しているようであります。(私の個人的な意見ですけど)勝手にして始末書を付ければどうにかなるといった風潮となっているような気がします。

今後のことを考えるならば、何かしらの手を打たなければならないと判断いたしますが、皆さんいかがですか。

違反転用ということは、皆さん薄々知っておられると思います。色々な地区から出てきております。今決めることではありませんが、今後検討しなければならないと思います。

7 番

周知徹底した方が、良いではありませんか。

議長

皆さん、ご存知だと思います。農業委員会としては、元に戻して申請してくださいといった権限もないからですね。以前に比べて、権限はよくなったのではありませんか。

事務局

はい、このような案件に関しては、現実的には始末書を付けて出せば県許可ですので、地目変更・転用売買が出来る状況であります。第1種農地や農振地区などで、違反転用している場合や見込みがない場合は、農業委員会が注意しても戻されず、違反転用としてそのままあります。会長がおっしゃ

られたような、農業委員会の方針として、3年3作という定義があります。すぐに転用は出来ないようになってます。御船町としては、1年1作をしなければならないと、定めております。また意見等があるのであれば、今後検討しなければならないと思います。

議 長 この案件だけで判断しているわけではありません。始末書が添付されると毎回これでいいのだろうかと思っております。

13 番 はい、たまたまなんですけど、〇〇〇〇道路を車で走っていたときなのですが、工事現場事務所を搬入していましたので、注意しました。許可を取ってしなければならないことを伝え撤去していただきました。今は、栗を植え付けされております。設置最中であつたためで良かったと思います。

議 長 たまたま通りがけで発見する場合がありますね。
9 番 やはり違反転用しているのを見かけたら、声をかけて色々な手続きをしなければならないことを説明することも大切だと思います。(未然に防ぐ)事務局に相談することも大切だと思います。

議 長 広報なりなどで謳わないといけませんね。はい、話が違う方向へいっているみたいなので、①番の申請に対して、ご意見質問等はありませんか。無いようですので、この案件に対して、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。賛成多数で承認されました。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、申請番号②番、担当の12番藤岡委員説明をお願いいたします。

議案第3号 申請番号②番 (株)〇〇〇〇 〇〇〇

12 番 はい、資料17・18ページをご覧ください。現地確認へ参りました。場所の方はトンネルの先に、〇〇〇〇〇がありますが、その裏手になります。土地の所有者は、高齢のため耕作することができないため耕作されておられません。地震によって住宅が不足しているため土地を検討した結果、条件があつたため今回の申請に至った。15ページに戻っていただき、農地区分としては、第2種農地と判断できます。面積は△㎡、転用目的は、住宅2区画です。建売住宅であります。一般基準です。1から10までの項目に該当する項目については適当と判断致します。排泄同意・隣接農地の同意も得られております。よって総合判断と致しまして、許可相当と判断致し

議長 ます。皆さんの審議よろしくお願いいいたします。以上です。
はい、ありがとうございました。12番 藤岡委員の説明に対して、意見質問等がありましたらお願いいいたします。
無いようでございますので、②番の案件につきまして承認いただける方の挙手をお願いいいたします。
はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたしました。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請番号③番担当の9番藤本委員お願いいいたします。

議案第3号 申請番号③番 ○○○○

9番 場所から説明いたします。
説明資料の23ページをご覧ください。先日現地確認へ参りました。申請地は、国道△号線を○○方面へ参りますと、○○・○○インターチェンジがございますが、そこから△m手前の右側になります。個人住宅建設申請地であります。25ページをご覧ください。ここはもともと水田でありましたが、2年前に形状変更を出されております。現在は畑として耕作されております。国道△号の歩道がありますので農地に駐車スペースを作られております。(歩道があるので仕方なくしている。)21ページに戻ってください。農地の区分としては、第3種農地であります。高速道路出入口から△m以内であるため3種農地であります。転用目的としては、申請人はアパート住まいであり、子供の成長により手狭になったことで住宅建築を計画し、父親が所有する農地を貸借することにより、農地法第5条申請にいたった。一般基準ですが、1から10までの項目にしても適当と判断いたします。排水同意・隣接農地の同意も得られております。以上のことから総合判断といたしまして許可相当と判断いたします。審議の程をよろしくお願いいいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。個人住宅建設であります。只今の案件について、意見や質問等ございましたらお願いいいたします。
意見がないようですので、この案件に賛成の方は、挙手をお願いいいたします。
はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請番号④番を提案いたします。担当の6番 大西委員お願いいいたします。

5条申請④番

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇

6 番

はい、説明いたします。現地確認いたしました。場所から説明いたします。29 ページをご覧ください。国道△線沿いにある〇〇〇〇〇から右折し、向山を抜け〇〇〇集落があります。集落の中ほどに今回の申請地があります。農地の耕作はされておらず、自己保全状態でありました。31 ページをご覧ください。周囲をかこむ猪除けと思われる柵がございます。柵中の草は刈り取ってありました。資料の 27・28 ページをご覧ください。農地区分は2種農地になります。面積は△m²であります。転用目的は、太陽光発電設備を設置し、稼働させることで230枚のパネルを使用する施設であります。一般基準の1から10までの該当する箇所は適当と判断致します。排水同意や隣接農地の同意も受けておられます。以上のことから総合判断として、許可相当と判断致します。皆さんの審議をお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。高台で日当たりが良好な所なのでしょね。

6 番

はい、丘みたいな所あります。

議 長

これは、売買なんですか。

6 番

はい、買取であります。

議 長

はい、ありがとうございます。今の案件につきまして、ご意見・質問等がございましたらお願いいたします。

いらっしゃいませんか。無いようですので、この案件につきまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認されました。意見書を付けて送付いたします。続きまして、申請番号⑤番担当の13番 山本委員説明をお願いいたします。

13 番

はい、現地確認に参りました。場所としては、36 ページをお願いいたします。〇〇神社から〇〇方面へ行きますと、地図上では、〇〇さんとなっておりますが、〇〇委員の借家となっております。国道を挟んだ前になります。資料の33 ページをご覧ください。農地の区分としては、第2種農地と判断されます。面積が△m²であります。転用目的は、資材置場であります。建築業を営んでおりますので、申請が出ております。一般基準として、1から10までの該当する箇所は適当と判断致します。排水同意も受けておられます。一緒に始末書も提出してありま

す。以上のことから総合判断として、許可相当と判断致します。皆さんの審議をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、始末書つきであります。今 13 番山本委員の説明に対して、ご意見・質問等がございましたらお願いいたします。いらっしゃいませんか。無いようですので、この案件につきまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認されました。意見書を付けて送付いたします。続きまして、申請番号⑥番担当の⑤番荒木委員お願いいたします。

5 番 はい、現地確認へ参りました。場所と致しましては、43 ページをご覧ください。国道にある〇〇〇〇がある西側の農地であります。現在災害住宅が建っております。農地の区分としては、第 3 種農地であります。面積と致しましては、△m²であります。申請地は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域に定められた農地であります。役場より△mほど離れた場所に位置し、北側は宅地、西側は道路、南側・東側は、水路に接しております。平成 28 年発生 of 熊本地震により、仮設住宅として使用しております。木造仮設住宅については、県と町で活用について協議しており、〇〇〇仮設団地については、仮設住宅の供与期間満了後は町所有の賃貸住宅として活用することが決定している。よって、所有者と用地交渉を行い、農地法第 5 条申請に至りました。一般基準と致しましては、1 から 10 までの項目にいたしましては、適当と判断致します。写真が 46 ページに記載しております。以上なことから総合判断と致しまして、許可相当と判断致します。皆様のご審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。今の案件につきまして、ご意見・質問等がございましたらお願いいたします。無いようですので、この案件につきまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認されました。意見書を付けて送付いたします。続きまして、申請番号⑦番、担当の 9 番 藤本委員説明をお願いいたします。

9 番 はい、現地確認へ参りました。50 ページをご覧ください。場所の説明を致します。国道△号線の〇〇ハイツがあります信号から左折し、突き当たりまで行くと三叉路になっております。目

の前瓦屋がありますが、その先に一段上がった農地があります。51 ページをご覧ください。そこに災害公営住宅を建設する予定となっております。13 軒建てられるようになっております。侵入口も 6m 道路を確保し、敷地へ入れるようになっております。(〇〇〇公民館と〇〇神社) 侵入口。48 ページへ戻っていただき、農地区分と致しましては、第 2 種農地と判断しております。面積と致しましては、 Δ m²となっております。農地の区分と転用目的は、第 2 種農地であります。熊本地震において被災された方々への住居の提供ということで、御船町として災害公営住宅、木造戸建 13 戸建設するということであり、申請地は 10ha 以下の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、土地所有者と用地交渉が成立し、今回の申請に至ったようであります。一般基準として、1 から 10 までの検討項目にあたる項目としては、適当と判断致します。また、隣接同意・排泄同意は得られております。総合判断と致しましては、許可相当と判断致します。ご審議のほどをお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。災害公営住宅の申請が上がってきております。今の申請に対して、ご質問やご意見がある方はお願いいたします。

全委員 ございません。

議長 はい、それではこの案件に承認していただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて、県へ送付いたします。続きまして、議案第 8 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案書 13 ページをご覧ください。

議案第 8 号

農業基盤強化促進法第 18 条第 1 項の基づき別紙について、意見の決定を求める。

平成 31 年 2 月 12 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
議案書 14 ページから 15 ページにかけて利用権設定がなされております。まずは、今月提出された新規分の利用権設定等状況一覧表が掲載されております。面積の合計のみ読み上げます。田合計が Δ m²、田以外の農地はございませんので、合計 Δ m²です。続いて 15 ページをご覧ください。再設定の申請でありま

す。合計のみ読み上げさせていただきます。田の合計△㎡、畑の合計は△㎡合計が△㎡となっております。続きまして、議案書 16 ページをご覧ください。

こちらは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

平成 31 年 2 月 12 日提出 上益城郡御船町。

次の 17 ページをご覧ください。

平成 31 年第 2 回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は△㎡畑の累計は、△㎡。田畑合計で△㎡となっております。所有権移転で田△㎡であります。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。利用権設定一覧・利用集積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。

ご意見はございませんか。

それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

全委員賛成で、承認、決定いたします。

続きまして、議案第 9 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします

事務局

はい、議案第 9 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

平成 31 年 2 月 12 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。

19 ページをご覧ください。農業公社を通して貸し借りをするものであります。今月町を通して 2 件ございます。面積の合計のみ読み上げます。田△㎡、畑の申請はございませんので合計も△㎡であります。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。中間管理事業を通して貸し借りをを行うものであります。この件についてご意見等があればお願いいたします。

意見がないようですので、この案件について、承認される方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で、承認されました。続きまして、議案第 10 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第 10 号 農地法の運用について第 4 (3) の規定

に基づき別紙のとおり非農地と判断することについて意見の決定を求める。

平成31年2月12日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
続きまして、21・22 ページをご覧ください。非農地の申請が出ております。所有者4名5筆あります。〇〇・〇〇地区であります。農業委員・推進委員合計3名で確認いたしました。結果を掲載しております。21 ページが承認した農地であります。22 ページが否認した農地であります。22 ページの農地は現地確認した結果、作付等はされていないものの、草刈等を行っていた状況であったり、確認された3名が、農業用機械等で農地に戻すことが出来る農地として利用が出来るかと判断された農地であります。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。今の事務局の説明に対して、承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。続きまして、報告第2号を提案いたします。事務局より報告いたします。

事務局

はい、議案書23 ページをご覧ください。

報告第2号

別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

平成31年2月12日提出 御船町農業委員会。

24 ページから28 ページ5件の耕作証明書を発行しております。ご確認をお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。報告ですので各自確認をお願いいたします。続きまして、報告第3号をお願いいたします。

事務局

はい、29 ページをご覧ください。

報告第3号

非農地証明書を発行したので、報告する。平成31年2月12日提出 御船町農業委員会。30 ページをご覧ください。今月1件申請がありました。これは、昭和27年10月20日以前から通路となっており、農地法第2条に規定する農地でないことを証明する。申請が上がっております。説明資料の54 ページをご覧ください。写真を2枚掲載しておりますが、赤の斜線が引いてある所が、農地であったのですが、奥に土地があったので通路として利用していた状況であります。54 ページの下の写真ですが、右側に排水路がありますが、水路

議 長

の真ん中からが、申請箇所であります。以上です。

はい、ありがとうございました。他には何かございませんか。

無いようでございますので、これをもちまして 2 月度の総会を終了いたします。

上記の顛末を記載し相違なきことを
証明するためにここに署名する。

9 番

⑨

10 番

⑩